

第8回 森林・林業基本政策検討委員会（議事録）

日 時：平成22年10月20日（水）13：30～17：30

場 所：農林水産省 第3特別会議室

出席者

外部委員 岡田座長、有川委員、甲斐委員、柿澤委員、片岡委員、川村委員、
鮫島委員、白石委員、善財委員、中島委員、野田委員、福田委員、
森委員、吉田委員、土屋委員

内部委員 牧元委員、本郷委員、肥後委員、鈴木委員、小林委員

篠原農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官

皆川林野庁長官、沼田林野庁次長

事務局

○事務局

ただいまより第8回「森林・林業基本政策検討委員会」を開催させていただきます。

まず初めに、9月に政務三役が交代したことに伴い、森林・林業再生プラン推進本部の本部長代理と副本部長が代わられたので、ごあいさつをいただきたい。それでは、本部長代理である篠原副大臣よりお願いします。

○篠原農林水産副大臣

農林水産副大臣を拝命いたしました篠原孝でございます。私が林野庁の担当ということで本部長代理を務めさせていただいております。それでは、座ったままでごあいさつをさせていただきます。

今日は第8回目になりますけれども、森林・林業基本政策検討委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、これまでも既に森林・林業再生プランに基づく具体的な改革の姿については、熱心に御議論いただいていることを感謝申し上げます。

我が国の森林は戦後、植林いたしました人工林を中心に資源が充実する一方で、国内の林業は木材価格の低迷、集約化や路網整備の遅れ、森林所有者の林業に対する関心の低下などから必要な整備が行われませんでして、森林の荒廃を招くおそれが高まってきております。今しっかりとこ入れをいたしまして、森林・林業、木材産業を再生しないと手遅れになる。このような危機意識から昨年末に森林・林業再生プランを作成したところでございます。

現在この再生プランは新成長戦略の21の国家戦略プロジェクトにも位置づけられまして、政府をあげて取り組んでいくべき課題となっております。6月の再生プラン推進本部におきましては、本検討委員会の中間とりまとめが報告され、具体的な改革の方向が示されました。これを受け、必要となる措置を平成23年度予算の概算要求に盛り込んだところであります。最大限確保すべく努力しているところでございます。

今後、11月中に本検討委員会の最終とりまとめを行いまして、それを踏まえて必要な法制度の改正、次期森林・林業基本計画の策定等を反映させていく考えであります。本日は最終とりまとめ案をお諮りしているところでありますが、皆様方の活発な御論議をよろしくお願いいたします。

皆さんお気づきかと思えますけれども、過去の政権で総理自らがこれほど林業政策に関心を示されていることは、無かったかと思えます。菅総理は御存知だと思いますが、鳩山前総理もそうだったんですけれども、理科系の御出身でございまして、だからちょっと変わっているんですが、エコロジストでして、私はずっとお付き合いさせていただいてきているんですけれども、日本をこんな変な汚れた汚い国にしてしまった。これはよくないということをいろんなところで常々言うておられます。

私は、2003年11月に民主党に参加をさせていただきました。その翌年1月、そのときは代表でしたけれども、菅総理に頼まれて、農山漁村を週末ごとにあちこち回るのに付いてまいりました。民主党は野党でしたのでお金もありませんでして、菅代表と私一人、2人で泊まるときもありまして、いろいろ話をいたしました。そして農業再生プランで現在につながっております農業者戸別所得補償というのは、菅代表の要請に基づいてつくったものです。それが一段落した後、いろいろあって代表の座を退かれました。その後、取り組まれたのが森林・林業再生プランです。

菅さんがネクスト・キャビネットの国土交通大臣になられました。佐藤謙一郎という方が環境のネクスト・キャビネットの大臣。この方もエコロジストで非常に環境に熱心な方です。鮫島さんが農林水産大臣です。菅座長で今の鮫島、佐藤副座長、私が事務局長で今度は森林・林業の再生に本格的に取り組むことになりました。ところが、小泉さんの選挙で急に選挙になり、鮫島さんも佐藤さんも政界には戻られませんでした。しかし、その後人数もがたっと減ったんですが、森林・林業再生プランの検討をしてみいました。

それでつくったのが、どこかでごらんになった方があるかと思えますけれども、森と里の再生プランという、立派なんて自分でつくって立派なと言うのもあれなんです、民主党のいろんな提言がありましたけれども、大体はあれがだめだという提言ばかりなんです、農林水産分野は違って、農業再生プランがそうです。これもそうなんです、こんなにきちんとまとまったものはないかと思えます。この延長に皆様の検討があります。

総理は最近の例で言いますと、予算委員会の参議院の決算委員会で林業についての質問がありました。ごらんになった方もおられるかと思えます。行田邦子さんという女性の新人議員が説明されたわけですが、菅さんは林業政策については熱心に答えられています。そういう点では皆さん、非常にいいポジションにおられるのではないかと。

そういうことございまして、確実に日本の国家戦略の一つとして林業政策が位置づけられていくのは間違いありませんので、こういうことも踏まえまして是非熱心に御議論をいただきたいと思えます。

○事務局

どうもありがとうございました。

続いて、副本部長である田名部大臣政務官よりお願いいたします。

○田名部農林水産大臣政務官

皆様こんにちは。このたび農林水産大臣政務官を拝命いたしました、青森出身の田名部匡代でござ

ございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座ってごあいさつをさせていただきます。

今日は本当に委員の皆様、大変お忙しい中、会議に御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。また、本年2月以降、方向性を決めるに当たって熱心に御議論をいただいておりますことにも、感謝を申し上げたいと思います。

今、篠原副大臣からお話がありましたけれども、本当に菅総理が一生懸命訴えている森林・林業の政策でございますが、環境保全、国土保全といった観点だけではなくて、この分野で新たな雇用を生み出していくんだということも強く訴えておられます。

皆さんの議論してくださることが、大いに地方に住むこういう森林・林業に関わる方々にも大きな希望になっていると思いますし、是非ともそのことを踏まえて私たちも一緒になって、皆さんの御意見を反映させるべく取り組んでまいりたいと思いますので、今後も御指導をよろしくお願ひ申し上げます。

11月に最終とりまとめということですので、限られた時間でありましてけれども、皆様の忌憚のない意見交換の中でこれからの未来に向けた森林・林業政策、良いものがまとめられることを心から御期待を申し上げまして、簡単ですが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。

以下、出席者紹介、資料確認等

○座長

始めるに当たって、9月7日に第7回目の私どもの基本政策検討委員会が公聴会という公開の形で実施した。それ以降の経過を簡単に御説明申し上げた上で、本日の最終とりまとめ素案というのがどういう経緯でできたかを御理解賜りたいと思う。

公開ヒアリングでいただいた意見を踏まえつつ、やはり最終のとりまとめに当たっては計画制度を中心に、もう少しきちんと詰め作業をしていかなければいけないということで、9月22日にワーキングを実施した。

そのメンバーは4月以降、中間をまとめる段階でのワーキングを構成した4名の委員に加え、各県によって随分と意見が違っていたので、北海道庁から専門家、和歌山県庁から長いこと町村も経験し、県の行政にも詳しく計画制度にも詳しいという方に参加をいただき、実務面、具体的な実効性のあるものということで、この面から御議論をいただき、意見をたくさんいただいた。それが実は1回ではとどまらず、10月1日にワーキングとしての2回目を実施した。

これらを踏まえて粗方今日御提案をするための、言わば最終とりまとめの案の案といったものをとりまとめするためのワーキングを、10月14日に実施。第7回目以降、委員各位から見ると少し見えづらいとお叱りを受けるかもしれないが、ワーキングを3回実施させていただき、今日のとりまとめに向けての案ということで提案をさせていただこうということであるが、今日1日で決めようという乱暴なことは考えていない。今日更に皆さんから御議論、意見をいただいて、11月中旬までの間にはきちんとした成案を得たいというスケジュール感でいる。

こうしたことから、なお御意見いろいろと賜るところがあると思うので、今日は大変長く、資料も大変厚いが、どうぞよろしくお願ひをしたい。

早速一括して、今日の素案と参考資料について提案、説明を事務局より願います。

○事務局

資料説明

○座長

大変厚い資料を要領よく説明をいただいた。

それにしてもおよそ 45 分ぐらいかかっているの、説明者は勿論だが、聞く方も大変お疲れになったと思う。ここで意見を聞いていきたいと思うが、その前段としてこんなこともちょっと思い出していただければと思う。先ほど副大臣からあったように、昨年 12 月 25 日に森林・林業再生プランというものが出された。その中で更に検討を加えるべき項目として、大きく 3 つぐらいの項目に整理をされて、実は都合 5 つの検討委員会で内容について、きちんと施策化していくレベルのいろいろな検討をいただきたいということで、私どものこの基本政策はそのうちの第 3 というところで、制度面での改革というタイトルが付いているわけである。

その中には実は 5 つほどの項目が更に起こされており、その 5 つの項目それぞれが起こされた項目どおりに、ここに今日素案として出しているわけではなく、幾つか形を変えながら出されている。しかし、その根っこにあるところはまさに副大臣がおっしゃったように、我が国の新成長戦略という大きな我が国社会経済の仕組みに関わることをしっかり議論の上、当面 10 年間での制度に関わる改革ということで、私どもの課題が与えられていたわけである。

そういうことから、ただ単に表面づらをやっていけばいいということではなくて、議論をしていくにつれ、各検討委員会がそれぞれ課題とすべきことが、やはり基本政策と密接に関わることから、途中からほかの 4 つの検討委員会の座長さんにもこの検討会には入っていただいているし、今日素案として出された際にも、座長さんにも入っていただいた WG を構成しながら実は出されている。そういう意味ではこの検討委員会の課題分野というのは非常に大きく裾野が広がった。それにしても当初与えられたミッションに向けて、制度の改革のところに収れんをする形で整理をしたいということで、改革の方向というのが 1 で大きく整理をされた。2 番目には改革の内容ということで、そこで①～⑤の整理がなされている。

そういう全体像を頭に入れていただきながら、これ以降の御議論あるいはそういう枠組みであればなおさらのこと足りないとか、多少の御議論をいただきたいのだが、御存じのように検討委員会もそうであるが、ほかの検討委員会の意見も従前に吸収しながら、そして WG も何回もやりながらということでやっているの、それなりに案たり得るものを今日は提案したつもりである、是非ともどこかに置きながら御議論をいただければ幸いである。

それでは、早速だが、ただいま御説明をいただいたうちの改革の方向という 1～2 ページが、言わば大きなところの整理の部分である。そういう意味では 3 ページ以降と内容的にダブるところがたくさんあるが、それにしても文章として出していくので、この 1～2 ページでもし御指摘をいただいたり御議論があれば、まずはそこに限って出していただければよろしいかなと思っている。

○委員

本当に非常に膨大なものを要領よく説明してくださったのだが、こういうものはやはりイメージとしてぱっと入ってこなくては（いけないと思う）。例えば改革の方向がまさにそのものなのだが、

①からずっと書いてあるけれども、これと一緒にそのイメージというのが資料として同時につくられてくると、多分皆さん非常にわかりやすいのではないかと（思う）。まさにそこが1つ必要かなと思うけれども、今後資料をとりまとめるに当たって、そういう資料を付けていく予定はあるのか。

○事務局

おっしゃるように、非常に膨大な資料で文章だけだとわかりづらいというのは御指摘のとおりだと思っているので、最終的なとりまとめに向けては要約版だとか、いろんなポンチ絵を入れたわかりやすい図表の入った資料を併せて作成しながら、外部の方にできるだけわかりやすいように整理をしていきたいと思う。

○座 長

公表に向けての御意見ということで、今日は各委員には何度も議論をいただいてきたのと、むしろきちんと文章を成案として出すに当たって、細かいところまで含めて意見をいただけないかなということから、あえて概略的なものを出したら失礼だという意見もたくさん出ており、今日は出していない。

ほかに1～2ページはいかがか。

○委 員

2ページ目にPDCAを回すと書いてもらっているが、これは基本計画とか制度、法律が整備されてからPDCAサイクルによる検証を行うということなのか。法律というのは一度つくると途中で変えていくというか、検証しつつ細かなことを変えていくことができないような気がするのだが、このように実際に行っているのかどうか、その辺がちょっと老婆心ながら心配かなという感じがした。

○事務局

PDCAサイクルを回していくことについては、この改革プラン自体は10年後を目指した取組みを整理をしているが、初めに決めたとおりに制度や各事業がきちんと回ればいいが、なかなかそうはならないのが現状だと思っている。例えば3年後、5年後に実施状況がどうなっているかということをチェックしながら、改善することは大事だと思っているので、PDCAを各取組の全体にかかる形で整理をさせていただいて、必要な見直しを定期的にやっていきたいと思う。

○事務局

それについて若干補足をさせていただくと、参考資料の25ページ目には森林計画におけるレビューと書いてあるが、森林・林業基本計画についてはおおむね5年ごと、全国森林計画については5年ごとに見直すことになっており、今までは策定期間がずれていたが、これについては相互関連する計画であるし、ちゃんと見直しをしっかりとやりながらやっていくべきだと検討委員会でも御議論があったので、森林計画のレビューの仕方については明らかにしていくということで、25ページにまとめてある。

レビューについて森林計画は5年ごとに行うということで、全国森林計画については今までは15年間の計画量を一括して計上していたが、5年目の数値を一応明記した上で、そういった指標に基

づいてレビューを行っていくことを考えているところである。

○委員

これはちょっと伺いたいことだが、2ページの真ん中辺り「このような取組を通じて、意欲と能力を持つ者」とあるが、現場の人間としては非常にあいまいで、能力を持つ者というのをどの辺と私たちは解釈をしてよろしいのか。

○座長

これは何度か話題になっているので、きちんと。

○事務局

当初は冒頭に「意欲と能力」と書いていて、能力があるとかないとかは表現ぶりとしてどうなのかという御指摘があって、中間とりまとめの中では「意欲と実行力を持つ者」と整理させていただいたが、その後検討して、これについてはこの中でも御説明させていただいたが、いわゆる特定受託者というものを法律の中で位置づけていこうと考えている。

法律の中で位置づけるときに、法律用語としてなかなか実行力のある者というのが整理していくのが難しいということで、他の法令の用語を参考に改めて「意欲と能力のある者」とさせていただいた。具体的な要件については法律などの中で決めていくことになるが、いわゆるこの中でも何回か出てくるけれども、例えば6ページ目「④森林所有者等」の第2パラグラフにあるが、要は周囲の森林所有者の方を含めて、森林所有者の森林経営の受託等を通じて森林経営を行っていくような方ということで、具体的に森林を持っていなければいけないとか、そういうようなことではないと考えている。

○委員

意欲と能力という意欲というのは、自分の山だけの計画をつくるということではなくて、その周りの、もううちではできないと思っていらっしゃるような方のものを、引き受けてやっていただきたいという意味で、そういう意欲があるということ。能力というのは、そうやって引き受けてやって、コストを下げて安定供給をしていくことができる仕組みを持ってやっていくことができる。それは個人でなくて、ある共同という世界もあると思っているけれども、そういう方というイメージである。

ですから、その中にもう一つあるのは持続的にやっていかなければいけないということがあるので、今までやってきたことにプラス、他の人たちのものも引き受けて、持続的に低コストで森林経営をやっていく方ということで考えている。

具体的な要件をどこまでどうつけるのかというのは、実は余り厳しくつけるつもりはないけれども、今まで何 ha 以上の森林をやってきたとか、何 ha を受託していたとか、できるだけそこは動きがとれるような仕組みにはしたいと思っている。

○座長

追加の御質問はよろしいか。

○委員

本当は次の6ページの所有者等の話のときに、質問をしようかなと思っていたが、今、関連する話題が出てきたので、ここでさせていただきます。

御指摘の「意欲と能力を持つ者」というところで、先ほど特定受託者が頭にあるというお話があった。この中で今回、私が大分強く委員会でも主張させていただいたけれども、自己森林において持続的な森林経営を実施している所有者が、独自に計画を作成することを認めるということで、これには一定規模以上という要件がつく。

この数字についてはここでは議論されないものと理解をしているが、その際、実際に議論されるときに少し御配慮いただきたいのが、他人の分まで含めてどんどんやっていくという人がいる一方で、自分の森林でさほど大規模ではないけれども、自伐で林業をやってきたという人が森林経営計画（仮称）を自分で立てたいけれども、自分のものが立てられないという状況が起こってくる可能性があると思うので、この際の一定規模の要件というのが余り大きな面積の要件にならないように、ただし、そこで自分で森林経営計画（仮称）を立てると言った人は、それが50haなのか100haなのかかわからないが、あるいは森林をきちんと自分で管理できる人は、自分で森林経営計画（仮称）を出せるような要件になっていくということ、要件として考えていただきたい。

これは私ども林業経営者協会の会合に出ても、うちは200haだけでも、自分で一生懸命やっているから自分でつくっていきいたいんだとか、100haだけでも、今までやってきたんだし、やっていきたいという声もちらちらある。ですから面積だけではなくて、きちんと森林経営ができるかどうかということで、判断されるような内容になっていくことを要望したいと思っているが、本文の中では特に面積が出ているわけではないので、本文の中身に関しては余り異存はない。

○委員

先ほどPDCAの話が出てきて、私はWGメンバーなので余り発言するのはあれかもしれないけれども、コメントというか考えたことがある。

これについてはかなりいろいろな部分を含んでいて、森林計画もあるし、そのレビューというものもあるし、森林経営計画（仮称）もある。一方で人材育成というものもあって、相互がみんな絡みついていて、森林計画がうまくいくかどうかはフォレスターの育成とも絡んでくるし、森林経営計画（仮称）も同じような面があると思う。

そうするとPDCAサイクルをどうやって動かすのかということで、相互のいろんなプログラムの中のレビューだとか、PDCAサイクルだとか、そういったものが相互にうまく連携していないと、点々ばらばらにやられていってしまう可能性があるし、例えば5年に1回どこかでやるという話になると、うまくほかのところのサイクルと合わなくなってくる可能性もあるので、PDCAサイクルはできれば最後の実行計画みたいなどと併せて、どういう視点で、どういう形で相互の関係をつくって進めていくのかということ、始まる前に少し検討をしておいた方がいいのではないかと、先ほどの議論を聞いて思った。

○委員

ちょっとお答えすると、多分これからの予算の仕組みだとかになってくるが、事業の内容全体としては人材を育成するとか、路網を整備するとか、そういうことが3年ぐらいで1つのサイクルが来て、実際に実行していく本当の基盤が整備できる感じにしていきたいなと思っていて、その3年

のところでは基盤ができたなら次にカーブをかけてというか、ドライブをかけて加速していくということで、3年のところで一旦大体各委員会がやってきたフォレスターをつくるのか、プランナーをつくるのか、あるいは路網を整備するであるとか、国産材の利用の方向性だとか、そういうものを見て変えていけるような時期があるんだろうと考えているので、そういう観点でやっていきたいと思っている。

○座長

今のは特に反対したわけではなくて、その意見に対してということですね。十分大事な点なので、次回までに例えばもう少し触れられるところがあれば触れるという意見で、受け止める方がいいと思います。

○座長

私は森林組合・林業事業体の座長なので、委員よりは少し下がっているべきだと思うのだが、全体の進行に関わる話なので。

要するに3年とか5年でレビューをかけるというのは、これまでのいろんな計画やビジョンのときにでも常にやっていたことであって、それをことさらPDCAと言わないと思う。PDCAというのはもう少し短期に、かつ、柔軟に変更をかけていくということを意味してPDCAと言っていると思う。

一番最後のところに進行表というのが片一方であるわけで、そうすると進行表に基づいて毎年あるところできたかできていないか、チェックは可能になっていることも含めて考えると、いろいろ絡まっているので、私は何か1つの組織があった方がいいと思うけれども、何らかの形で毎年見直すような、もしくはチェックするようなものがあって進行表をチェックしていく。それで全体を回していくという方がいいのではないかなと思う。進行管理というのは最近市町村でも大体やっていると思う。

○皆川林野庁長官

先ほど来PDCAの話が出ているが、我々も実は今回プランの最終とりまとめを経た上で何をやるかということになると、主に閣議文書である森林・林業基本計画というものに今の全体像を落とし込んでいくことがあって、更に閣議文書である全国森林計画だとかをつくらなければいけないということが待っているわけである。それが基本として出てくる。

あとは今回の森林経営計画（仮称）だとか、いわゆる森林計画めいたものを制度として位置づける、森林法の改正があることになるが、それ以外にも路網がどうだとか、人材がどうだとか、森林組合系統の改革がどうだとかというのがいっぱいあり、それを本当はかなり大きないろんなことを変えていくということをモニターしていく何らかの組織というのか、機構がないといけないだろうというのは我々も思っていて、今せっかく先生方にいろいろとお入りいただいた各検討委員会があるわけである。

基本政策自体は正直言いまして、今回森林・林業基本計画ということに全体がシフトしていくことになる、森林・林業の審議会が全体の場合、それをその中の全体はそこで見ていくということだろうが、各やっていた人材だとか路網だとかについての今の検討組織というものを、全く今までと同じではないのかもしれないが、やはり我々がいろんなことを具体的に図っていく、また、

それによって現場での御意見が出てくるということが頻々と起こってくるので、我々とする今せっかくだとお願いをしている各検討委員会の方々には引き続き、今までのような頻度ではないかもしれないが、半年に1回というぐらいのオーダーで御相談をしたりとか、我々としてチェックをしていく、それで変えていくようなことができないかということの中では議論をしておき、そういったことを最終の場までに、その後の進行管理というのかP D C Aというのか、そういった形をどう具体化するのかについては、またお諮りをさせていただきたいと思う。

○委員

P D C Aに関わって、素直にここの文章を読むと10年後の木材自給率50%以上を目指すという、きちんとした数値目標をばんと出してきて、それに向けて①～④の人材とか木材利用のシステムとか、そういったものと有機的に連携していく。P D C Aというと、具体的な検証は結構数値的な形で50%がクリアできるのかどうかという辺りがかなり強調されてくると、これが逆に非常にでかい話になって、50%というのがかえって独り歩きしてしまうような危険性はないかなと今、ちらっと思った。素直に読むと総合的に、最終的には1ページの図にもあるように、「持続可能な森林経営の推進と木材自給率50%」が今回のプランの大きな数値目標なので、いろんな社会経済情勢が10年間あればいろいろ変わるという中で、これにどれぐらいの重きを今後持っていったいいのかなと若干気になったものだから、かえってこれが逆に縛りになったりするとどうなんだろう。そういう危惧を感じた。

○事務局

50%というのは、再生プランでまとめた1つの大きな目標として掲げたものであり、これを実現するために今後の日本の森林の育て方とか、林業の育成の仕方、人の育て方といったものをいろんな形でこれから変えていこうということ。50%の目標数値は非常に大きな数字というか、非常に現実離れしている部分もあるのかもしれないが、それに向けて制度を見直し、P D C Aをしながら、それが本当に機能するのかチェックしていくことにしていきたいと思っているので、御懸念はあるが、そういった1つの目標を掲げながらやっていくのが大事だと思っている。

○委員

10年後に近づくにしたがって、クリアできてしまえば全然問題はなくて林業万歳である。勿論、林業万歳にしたい。その1つの目標が50%だが、余りにこれにこだわるとほかのシステムをどう変えるか、有機的に新しい社会情勢の変化に対応してどうやるかという問題は当然出てくると思うので、P D C Aには新しい変化に対応した柔軟性を持たせておいた方が今後いいのかなと感じた。

○座長

それでは、ここを中心にもう少し一番最後のところにも関わって、多少次回までに今いただいたようなことも含めて整理することがありそうである。

○委員

今のP D C Aの話だが、結果的には新しい姿、プランと称すると、副大臣も林野も御説明があったのだが、初めからの議論だけれども、実効性のあるものにすることがP D C Aを進められるかど

うかの瀬戸際である。実行性のない仕組みをつくっておいたら、どんなプログラムを入れても形骸化する。逆にプログラムそのものを形骸化させる手法はいっぱいある。

また話がもとに戻るが、まさに中身。だからP D C Aという形を、こういうふうに正面立って書かれることがいいかどうかということは内容の自信との関係。

一言、個人の感想というか、50 %というのはチップ、パルプを一緒に考えるから難しいので、要するに10年後実現できるかできないかという、できる。それはマーケット任せでも基本的にそういう方向にいくので、それをこういう政策目標にして制度化の1つの目標にしているところが、多少私は個人的に危惧しているだけで、それではなくて、この中身で動くのかどうかという議論をもう少しやっていただきたい。

○委員

私は50 %もP D C Aもどちらも必要だと思う。これがなくなってしまうと(趣旨が)ぼやけるのではないかな。これは皆さんちょっときついかもしれないけれども、こういうものは絶対に必要だと思う。

○座長

いずれ次回までに今いただいた議論を踏まえたものとして、もう一回提案をすることにしたいと思う。

それでは、改革の内容の(1)、具体的には6ページ目までのところだが、既に問題提起があった。これは先ほどの話も受けて、もし何か原案を出した側で説明したり付け加えることがあれば、どうか。

先ほど話が出ていた、「一定の規模はやむを得ないと思う。しかしながら、例え小さくてもそれなりに一生懸命やっていてやれているという事実があったり、いろんな人が認められるような者については、できるだけ尊重をしてほしい」ということですね。だから画一の一定基準というよりは、その内容でということと言われた。

そこには条件がついているのも同時に忘れないで見ていただきたいのは、この場合きちんと関連する、当該する森林が所在するところの市町村の整備計画と適合することが、ここでも出ている。これを聞いているんだと思う。

○委員

6ページの特受託者というのは前はなかった。そういうものをという発言はあった気がするが、ここが個人的には全体の改革の姿のポイントだと考えている。つまり、ここは実効性を持たないとプラン全体の実効性が担保されないと私は理解している。

ほかの先生始めとして、学会関係者というのは昔からこの担い手をやっているの、この文章を読んでも大体何をWGは苦労されたか、あるいは林野庁は何を心配しておられるかは大体わかる。でも、そうでなければなかなかこの文章を読んで関係がわからない。先ほど委員が冒頭におっしゃったように、ここはやはりポンチ絵か何かが必要なのではないかな。

ちょっと意見書というか、私の発言をサポートするためのA4の1枚を出したけれども、もし座長の方で許可をいただければ絵を見ていただきたい。あれでこの関係をどう理解したらいいのか。それは座長の判断に任せる。

○座 長

理解を助ける方向で願います。混乱させると困るので配っていただきたい。

(資料配付)

○委 員

これは非常に難しい。いろんな意味で難しく、森林組合改革検討委員会の方でどういう議論をされたのかというのもお聞きしたいが、私の理解は意見書の論点1なのだが、やはり玉虫色である。これはだめと言っているわけではなくて、もともとカラーで分けていたけれども、白黒になってしまうとこうなる。左側の計画主体の中に2つのカテゴリがあって、森林所有者というのと、所有はしてなくても特定受託者というのが計画主体になる。実際の施業の実行あるいは私は経営実行だと思うが、その実行は森林所有者もできるし特定受託者も勿論できる。その間に施業代行者というものが入っているのではないか。これは6ページではなくて先に出てくるが、施業代行者も入っている。こういう理解でまずいのかどうか。そして、これを前提にして新しい改革の姿の駆動力、推進するエンジンになる経営というのはどうイメージすればいいのか。ここが玉虫色かなど。

しかし、今の段階でそれはやむを得ないという面も私の頭の中の半分にはある。今までの林業基本法 50 年を考えたときに、そんな簡単には変えられないと勿論私は個人的には理解している。しかし、反面危惧している。つまり動くかどうか。この理解でよければ、これで本当に動くかどうか。この中身はやはり現実的に駆動力になる経営体をもっと積極的に育てた方がいいのではないか。そのための制度設計、そのための条件をもう少し明確にしないとまずいのではないか。つまり、基本計画とか法改正の次の段階ではそういう議論をきちんとすべきではないか。そのためには勿論パブリックコメントも含めて今、関わっている林業事業体の関係者の方の意見を十分聞かないといけないと思うけれども、しかし、ここは大胆に進めないと、実際に 10 年が差し迫ってきたときに5年先でもいいが、まだ何も動いていないではないかということになりかねない。そういう観点で、こういう理解でいいのかどうか。

○事務局

今の委員のペーパーの左側の計画主体というのは、このとおり森林所有者と特定受託者の2つだけれども、特定受託者について言うと、現行では基本的には森林は持っている。持っている上で委託を受けるような人を基本的に特定受託者と、今でも森林法の中に森林所有者等と書いてあるが、そういう人で、なおかつほかの人から長期の受委託等によって委託を受けている人を、特定受託者と位置づけていくことを考えているというのが1つある。

右側の方については本文の9ページ目「③施業集約化に積極的に取り組む者を対象とする助成制度の創設」の3つ目のパラグラフ「この場合、助成対象者は、単に施業を受託する者ではなく、森林経営の責任を有している者とし、これらに直接助成する仕組みを採用」と書いてあって、この施業代行者というのが基本的にはいわゆる所有者や特定受託者から、更に請け負っている場合もあるかもしれないけれども、このレベルにおいての施業代行者はいないと考えている。

○委 員

説明が一般に理解されるだろうか。だから難しい。今あるいろんな事業体を前提にして、そこに

これを当てはめるといふものでは、この段階ではないと思う。当てはめないと具体化しない。しかし、当てはめてみるといろいろ矛盾が出る。だから、やはり新しい仕組みを考えておられると思う。

必ずしも今の事業体、森林組合を始めとして、大規模山林所有者も企業的な所有者も含めて、それを具体的に当てはめるのではなくて、制度設計段階での仕組みとして議論すべきだとは思いますが、そうすると今の御説明ではわかりにくい。では、何のために森林所有者と特定受託者の権限というのどこまでなのか。ざっと私が読んだ限りでは、要するに森林所有者でなくても計画主体になれるということなのではないかと思いましたが、現実それで何らかの形で森林を持っている方はたくさんいるので、別に障害にはならないと思うけれども、ある一定規模の森林所有者でないと特定受託者になれることになると、この経営制度全体の意味が大分変わってくるのではないかと。議論はそれ以上しないつもりである。

○事務局

森林所有者と私は言ったが、それは森林法上で言うと権限を有していれば、自らは本当は持っていないけれども、他から委託信託なりを受けてそういう権限を持っている人が、この特定受託者になれる人で、特定受託者ってどんな人というのは先ほど議論があったように、要は基本的に他から受託してやりますよという意欲があることとか、例えば既に今までも施業計画を立ててやっていて、ちゃんと能力がありますよという、そういうものを基準に考えて、要は幾ら持っていなければいけないとか、そういうことで特定受託者を縛るといふか、規定していくことまでは考えていないということ、そこは委員御心配のないように幅広い人、やる気のある人にやってもらえるようなことを考えていきたいと思っている。

経営の主体をどう考えるのかについては、制度の中でそこを整理するという御指摘もあったけれども、勿論新しく外からどっと入ってくる人もいるかもしれないが、現状のプレーヤーの中でまずそういう人を育てていくことが必要なのではないかということ、先ほどの本文の中でも所有者、森林組合、林業事業体を例示として挙げているところである。

○座長

先ほどの御質問を端的に言うと、所有者ではなくても特定の制度の中では位置づけることが可能だということ。

○委員

この文章を素直に読めば、そうだと思う。

○座長

それで、実は今の話は6ページをちょっと超えたところでの議論が中心なので、6ページまでのところで引き続きお願いする。

○事務局

先ほど御指摘があった、いわゆる自伐林家の方の取扱いだが、自伐林家の方も自伐林家の方が自ら森林経営計画（仮称）を立てることは十分可能である。

この場合、要は一番端的に言えば、ある程度10haとかそういうレベルであっても、やる気があ

るのであれば共同で、作業路網などについては同じ林班の中で、隣の所有者の人たちとも一緒にやっていくことの合意をいただければ、それは共同の計画を作成することも可能だし、共同の計画の中であれば自ら所有者の意思を計画の中に反映できることは十分可能である。よく新しい制度の中では自伐林家を軽視しているのではないかという御指摘もあるけれども、そういうことは決してなくて、これはまだうちの方の説明不足のところもあるが、これから制度を詰めて最終的に所有者の方を含めて御説明をする際には、そういう方は共同計画を立てるという形でも十分可能である。

ただ、ここで言っているのはある程度大きな経営をやっている、ほかの人と混じるのが嫌だ、自分は自分の経営があるんだから、その中で立てたいという方については、どう対応するのかを書いてあるだけであって、それは面積の多寡にかかわらず、意欲があるような方であれば自らの経営というのは、周囲の所有者の方とかと協力していただければ十分立てていけると考えているということである。

○座 長

全体を通じた見直しという大きなタイトルの中で国、都道府県、市町村、所有者、これまで示してきた3機能区分といったところの整理だが、実は大変大きく変わっている。ここは従前にトータルとしての理解が必要なところだし、これ以下のところとも密接に関わってるし、ここでとりわけ所有者等というところで、森林経営計画(仮称)制度というものが新しく登場するということが、事前にここで予告的に示されているし、これがまさに新しいプランの実行性あるもののキーだということは、先ほどの委員がおっしゃるとおりだと私も思う。

○委 員

確認事項を3つお願いしたい。まず3ページの国の役割の中で、全国森林計画においては、皆伐や更新の考え方・基準などを示すということで、特に皆伐について1箇所当たりの上限面積、それとともに一定単位、例えば森林経営計画単位での上限面積、実績が示されるという理解でよろしいかというのが1点。

第二点は5ページに市町村計画がある。市町村計画は前から森林のマスタープランということで記載されているが、市町村の中では国有林がたくさん入っているところもあるところで、国有林の計画も参考として市町村計画に入るのかどうか確認したい。特に上に路網ネットワークの全体像が明らかになるとか、7ページになるが、一番下の方で流域や市町村を単位として民有林、国有林それぞれの将来事業量が明確になる仕組みとか、民国連携の森林共同施業団地の設定というふうに、かなり国有林と民有林の連携というのが大きくクローズアップされているので、市町村の計画段階で、市町村は当然国有林の計画をつくる権限はないけれども、国有林の計画を入れ込んだ市町村計画になるのかどうか。

もう一つは、6ページの森林所有者の話。実はこれは私もWGに入っていないながら論議しなかったのがまずいかなと思ったが、これは所有者がわかっていることが前提の制度になっている。ですから、今後所有者自体がわからないという森林に対してどう対応していくのかというのは、この中ではすぐには書けないだろうが、今後の課題として早急に対応していかなければならないのではないかと思う。

その3点についてお考えをお聞かせ願いたい。

○委員

1点目。皆伐の上限面積の話。参考資料の5ページをごらんになっていただきたい。森林計画制度の見直しの考え方ということで、全国森林計画で伐採や更新の考え方だとか基準というのを、国なりに示していくことで考えている。そして具体的な数字という意味での上限については、森林経営計画（仮称）の対象森林のすべてにおいて皆伐上限みたいなものを設定する。要するに上からこれだけでないとだめだという押しつけというか、そういうことを決めるのではなくて、森林経営計画（仮称）の認定基準としては、例えば20ha以下と書いているけれども、こういうものを決めます。これに乗ってくださいという、自主的に乗っていただく方を森林経営計画（仮称）として認定して動かしていこうと考えている。

逆に言えば皆伐上限面積を超える伐採をしたい方というのは、森林経営計画（仮称）として認められないという形で運用をしていって、簡単に言うとあとの造林は自費で全部やってくださいということになってしまうので、そういうことをできる人も余りいないだろうという形で、収れんしていくのではないかと考えているところである。

市町村計画に国有林の計画ということでしたけれども、これは、市町村長が国有林の計画を立てるわけではなくて、国有林の立てたものを市町村に情報提供させていただく形で、市町村の中に国有林の部分の地図だということによって路網がこう引かれるとか、そういうことにできるようには考えていきたいと思っている。

3点目は不明の所有者について、森林法の改正の1つの項目として、所有者が見つからないときに施業をした場合に、その施業によって得られた利益みたいなものを裁判所に供託することによって、他の方が先に所有者がわからないところの施業をしてしまっているということが進められないかということについて、検討していきまして、そういう形で所有者不明の森林に対する対応も考えていきたいと思っている。

○座長

ちょうど3時半といういい時間なので、6ページまでに関わって短くお願いしたい。

○委員

消費者なので専門的なことではなくて全体に関してだけれども、国の役割として森林・林業基本計画と全国森林計画という2つの計画があるが、全国森林計画の中で皆伐や更新の考え方、基準など基本的なルールをより明確に示すとともに、生物多様性の保全など新たな国民のニーズを踏まえたものとなるようなことが書かれていて、ここら辺は黒字になっているので今さら言うなど言われそうだが、基本計画の中で生物多様性の保全とか、新たな国民のニーズというよりも、こういう受け身の考えではなく、林業家たちが積極的に社会的責任を果たすんだというようなことを、もう一つ上の森林・林業基本計画の中で述べていただいた方がいいのではないかと。もっと大きな枠組みとしてとらえて、前段に持って行っていただいた方がいいのではないかとと思うが、いかがか。

○事務局

御指摘のとおり、生物多様性の保全のことについても全国森林計画の中だけで書くわけではなくて、基本計画の中で大きな考え方を記述していきたいと考えている。

また、基本計画の中では森林所有者にかかわらず、それぞれの関係者の役割ということで地方公

共団体、森林所有者、林業事業体、企業、NPOも含めて、それぞれの人たちが森林の整備をちゃんとやっていく、多面的機能を発揮していくためには、どういう役割を担ってやってやるべきかということは記述することになっているので、そういった中で御指摘のところについては工夫させていただきたいと考えている。

○座 長

ありがとうございます。それでは、一応6ページまで進めた。勿論関連するから、また振り返っていただいて結構。目安として一応6ページまで進めたということで、ここで10分ほどお休みをいただきたいと思う。

(休 憩)

○座 長

それでは、まだ席に着いていない人がいるかもしれないが、始めさせていただく。

先ほど一応6ページまで終えているので、今度は7ページからの施業の確実な仕組みという、この辺りのことだが、土屋座長がこの後どうしても所用があって退室をするということで、検討委員会の座長としてこの検討委員会に意見を言いたいということがあるので、これを初めにお願いをしたいと思う。

○委 員

議論からいくとかなり飛んでしまうが、所用がありもう出ないといけないので、あらかじめ少し初めに言わせていただいて、後で御議論いただければと思う。

具体的にいくと16ページ、これまでも議論があったフォレスター制度の創設の辺り。ここではフォレスターをどうやって育成していくかがずっと書かれていて、③人材育成のa. フォレスター制度の創設の3段落目の下から2行目「フォレスターとして認定するとともに、市町村森林整備計画、森林経営計画（仮称）に関連する業務に関与することや、必要に応じ森林施業プランナーへの指導・助言を行うことができるようフォレスターの位置づけを明確にする」とあるが、これは実は森林組合林業事業体の委員会からはずっと要望していたところだけれども、要するに森林施業プランナーとフォレスターとの関係をなるべく緊密にしてほしい、つまりフォレスターが常に森林施業プランナーに対して、それなりの助言なり指導ができるような形にしてほしいというのがあって、そうすると必要に応じというのが余計ではないか。必ずしも義務ではないというのは、ほかのところでも十分に含意できるのではないかというのが意見である。

全くこれとは別のことで、少し我々の委員会に関係したところで御説明をしておきたいことがある。先ほどの特定受託者のところだが、実は特定受託者という言葉は我々の委員会では使っていない。これはあくまでも基本政策の方でやられていることなので、こちらでは使っていないが、こちらでは計画策定者という言い方をして、同じような内容のことを議論している。

具体的に言うと、いわゆるイコールフットィングのところ、計画策定段階で森林組合だけではなくて、意欲と能力のある林業事業体も参入するという条件をつくらなければいけないというところがあり、そこで林業事業体の意欲と能力があるのがどういう基準なのかというところがどうしても議論になってきた。そこについては林業事業体についての登録評価制度というのをある程度つく

っていこうということを、完全に具体的になっているわけではないが、議論している。

それについてももう少し詳しいことは、森林組合の方の最終とりまとめでは出てくることになると思うが、何らかの制度に基づいて、誰でもいいわけではないが、意欲と能力のある者を単にお金だけではなくて、総合判断でわかるようにしていこう。そこに基づいてある程度、こちらに関係しているものでは森林簿の開示をお願いしていこうという仕組みにしようとしている。

○座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの議論の続き、ないし関連でできれば順番を追って課題を整理していきたいと思っている。7ページからのところ、当面は10ページまでで御意見をいただければと思うが、いかがか。

○委員

先ほどの6ページにまた戻るのかもしれないし、先ほど、ある程度小規模な面積での意欲と実行力のある人たちの施業を、どう担保するんだという話があった。

私は逆に外からいろんな質問が出て、例えば面積で制限があった場合、意欲がある人たちが否応なしに森林経営計画（仮称）の中に飲み込まれてしまった場合、そういう人たちの損益状況とか、要は彼らとしては本来は自分たちで森林経営計画（仮称）をつくって、自分たちできちんとした利益を出していきたいと思っている人たちが、森林経営計画（仮称）の大きなかたまり、先ほど事務局がいろんなレイアウトがありますよとおっしゃったんで、それはそれでまた検討しないといけないと思うが、そういうある程度面積的な問題とか、ほかの理由で森林経営計画（仮称）の中に入り込まないといけないようになっていく。

本来だったらきちんとした利益が出せるけれども、森林経営計画（仮称）に入ってしまった場合にそういう人たちの損益や利益のとり方とか、特定受託者との関係の部分が、私だけかもしれないが、この計画の中で見えていない。

それは特定の人と限らなくてもいいと思うけれども、いわゆる計画をつくる人と実際の所有者、全く意欲も何もなくて任せます、委託しますという人はいいいと思うが、その中には今まではきちんとやっていたけれども、補助金の関係で直接のあれが受けられないために、そこに入らざるを得ないんだが、特定受託者にフィーを払ってやってもらうのか、それが例えば逆に特定受託者の方がフィーを取って自分たちに利益が入るようになるのか、あるいはこれは全くこの場で議論することではなくて、個別の森林経営計画（仮称）の中でそれぞれ交渉するようなことなのか。

これは割と皆さんからよく聞かれる話で、その部分が疑問というか質問があるので、そういう細かいところも含めて、もしかしたら先ほどの10haぐらいで共同計画もいいですよという話も出てくるとなると、いろんなケースがいっぱい出てくると思う。

もしその辺が少しずつでも見えてきているようなら、それも少しずつオープンにしてもらって、我々レベルよりももう少し我々が説明しなければいけない人たちに不安を与えないような、この制度だったらきっと余りうまくいかないのではないかと多いものだから、そのときにこういうものがある、こういうものがあると説明できれば非常に理解は受けやすいと思うので、そのところの意見と質問をさせていただいた。

○事務局

共同計画で計画を策定できると申しあげましたけれども、その場合、補助金は共同で立てた場合は、共同で立てている人に直接補助金が行くようになっている。ですから端的に言うと、こういうふうに表示するのが適切かどうかはあるが、共同で計画を立てた場合は所有者ごとの短尺の計画が集まって、そのエリアとして長期的なこういう方針で行きましょうということと、路網の計画はこういうふうに行きましょうということは、みんなで共同してやっていただくけれども、先ほど申し上げたように個々の計画の内容というのは、所有者の方それぞれの共同ごとにつくるわけだし、補助金もその人のところに直接いくので、個々の経営の収支というのは個々の所有者単位に収支は当然計算できるようになっている。

特定受託者も、私たちはそんなものは面倒くさいから全部特定受託者にお任せといったときは、特定受託者にやっていただいて、後で私のところの山の間伐をやってもらったけれども、どんなことになってたんですかというのは、ちゃんと後ろの方に出てくる計画作成者、森林組合で出てくるところは先ほど座長の御説明であったが、計画作成者となっているけれども、計画作成者の人が委託をしてくれた森林所有者の人に対して、おたくの山はこの前こうやって間伐したが、そのときの収支はこうなっているという説明責任は、ちゃんとしてもらえるようにということを考えている。

○委員

それで一応こういう収支になっていますよという、利益なら利益なりをきちんと特定受託者が補助金をもらった後で整理して、また分配するという理解でいいのか。

○事務局

そこは勿論、所有者との契約の内容によると思うが、そういう趣旨のことが先ほどの 15 ページ目 b. 森林経営計画（仮称）に従って森林整備事業等を実行する段階の、言わばイコールフットィングみたいところで、そういうものを明らかにすることによって、委託をした所有者が本当にこの人に預けてよかったのだろうかということがわかるような形。そういう中で今、委員から御指摘をいただいたようなことが明らかになってくるのではないかと。

○委員

今の委託者、受託者というのは作業をする人の話か。

○事務局

森林経営計画（仮称）をつくる人である。だから冒頭のところで森林整備事業等を実施する計画作成者、これは言わば特定受託者ということだと思うが、明確かつ客観的な基準で事業実行者を選択し、その選択結果と理由を明らかにすることで云々。これをもっとわかりやすく説明するとしたら、2つ目のパラグラフのところに、また、計画作成者は事業実行者の選択結果と理由を森林所有者に報告するとともに、森林所有者等への説明責任を果たすことを検討するということである。

○委員

例えば森林組合が特定受託者になった場合、森林組合は森林組合としてそれなりのリーズナブルな利益をとった上で、きちんと計算して所有者にお金を戻していくという仕組みと理解してよろし

いか。

○事務局

はい。

○委員

わかりました。

○委員

関連して、特定受託を行う場合、最初に間伐の計画を立てる。間伐事業を実施した場合、赤字になった。では所有者の何々さん、幾ら負担してくださいということも考えられるわけですね。特定受託というのはそれを全部ひっくるめた形で、最初の段階でこの山の経営は皆伐や間伐の計画も含めて、特定受託者と委託者は契約をするという理解でよいか。

○事務局

それは現行の長期の施業の受委託のレベル以上のことを考えていて、勿論今みたいなある意味全部お任せでやる場合もあるだろうし、究極でいけば信託みたいなものもあるだろうし、長期の施業の受委託というレベルの場合もある。そこはまさに所有者の方と委託者の間の契約なのだが、最低でも長期の施業の受委託以上の内容にはしてくださいということで、今のところ考えている。

○委員

例えば主伐まではその契約の内容には入れない。ただ、間伐をやる時期なんかについては計画の中で受託者が判断していく。そのときに利益があがった場合は所有者に返す場合もあるし、赤字になった場合は請求書が回ってくる場合もあることも含めて、はんこをついてもらうという認識でいか。

○事務局

そういうことも当然あると思う。15 ページ目の計画づくり段階のところでも小規模所有が多い日本の現状の中では、先ほど委員からも経営の主体というのはどういう人なんだということの1つの回答かもしれないけれども、a. の1番目のパラグラフに「段階的に森林施業の委託から森林経営の委託へ誘導していく」。これが林野庁の1つの考え方で、そういう方向にいけるような形で制度なり支援策なりを考えていきたい。

○委員

私が先ほど言ったような例えば森林組合が一定の利益をとって、残りの利益を分配していきましようというような言い方は、これは施業の委託になるような気がする。だから経営の委託となると、そういうものでいいのか。全体にとにかく任せますよみたいな、所有者としてはどういう立ち位置に立とうと、森林経営の委託という中で考えたらいいのか。

○事務局

それはむしろ委託を受ける方、ここで言えば特定受託者がどれぐらいリスクをとるかによると思う。なので、やはり自分としてはちゃんと今の補助金などの体系の中でいけば、しっかりと利益還元できるし、周りの人も集めてやった方が自分のところの経営にも役立つ。そういうふうに乗りに出していくんだと思っていただきたいと思っているけれども、そういうふうにして経営の委託をやっていきたいし、まだそこまで自信がないというところは、とりあえず長期の受委託と一緒に施業をやる。そのときの収支などについては、今ある提案型施業みたいな形でちゃんと明らかにするから、私と一緒にやりませんかという呼びかけがある。

そういう呼びかけの中からだんだん規模なり内容を充実していったらいい、まさに経営の主体、新しい経営の担い手になる人たちを増やしていきたいと考えているところである。

○委員

そのときの所有者はどうなるのか。

○事務局

所有者はお任せしますという人であればそれでいいし、そこはまさにそのときの契約の内容で、まだそこまで信用ができないときはちゃんと1回1回報告、場合によっては作業する前に相談しろという場合もあるかもしれない。お任せしますから何年後にお金が戻ってくるのを期待していますねと言って、安心して森林だけ所有者していることもできる。そんなことでよろしいか。

○委員

経営委託のことが、私の組合では今から集約化するときには、集約化する方に同時に経営委託をしていただけないかということをおすすめして、できるだけ経営委託までいこうという考えを持っている。そのときの組合員さんはどんなメリットがあるかということ、とにかく毎年1回は経営委託を受けた山については春か秋にその山を回ってくる。そして災害などの問題がないかどうかのチェックを御報告する。そして枝打ちの時期が来れば枝打ちの提案をするし、間伐、皆伐の時期になればその提案もして、その段階で見積書をつくって御了解をいただければ、その周辺をまとめて事業していこうということを組合員さんにしていこうという考えで今、経営委託については考えている。

○委員

その場合は所有者の皆さんから、組合さんとしては委託料みたいなものをいただいているのか。

○委員

多少いただくつもりでいる。

○委員

全く今のことに関連するのだけれども、そういういろいろなやり方が出てくるわけだが、国として何かガイドラインをつくって指導していくとか、幾つかのパターンが当然あると思うけれども、その辺は考えてないのか。そういうことをもし考えられているのなら、何かそういうことを盛り込

んでいった方がいいかなと思った。

○委員

経営委託とか長期の施業の受委託の、こういうものだというひな形みたいなものを、ガイドラインとして示したらどうかということをおっしゃっているのか。

○委員

だんだん代表化されて、ある形をつくっていくわけだが、それを皆さん勝手にやってくださいというもので本当にいいのかなと思う。

○委員

わかりました。そういうガイドラインというか、こういうことを考えているというのは勿論お示ししないと、どういう形態だったらいいのか、どういう形態だったらだめなのかみたいな話に必ずなると思うので、そこは何でもいいですよという話にはならないようなガイドラインみたいなものは、示していかなければいけない。

○委員

それで先ほど懸念されていたみたいに、拾われない人が出てこないような、自分はここに入るのだ、そうするとこういうやり方があるのだという、そういうものがあるとみんな安心するのではないかなと思う。必ずしもそのとおりすべていなくてもいいのかもしれないけれども、やはり何か1つ指針みたいなものがないと、自分はどうなってしまうのだろうと思う人がたくさんいるのではないかなと思う。

○委員

集約化するときに一度だけの契約ではなくて、経営委託を受けるときの比較をすると、経営委託をしていただく組合員さんたちには今のところメリットがない。ですからまず具体的に集約化して施業をするときは、まず境界の測量というのを1年前から認めていただいて、非常に集約化がしやすくなったし、効果が出ている。これから長期の経営委託を受けるときの山については全体を測る必要はないが、せめて委託を受ける山の両側のポイントぐらいはGPSで押さえておきたいと思う。せめてGPSで押さえる経費の御支援くらいをしていただけると、この経営委託はずっと増えると感じているし、今おっしゃったように標準的な経営委託のマニュアルと基準があった方が、全国的に取り組みやすいように思う。

○委員

所有権に関わっては信託とか形態があるが、経営権の譲渡については非常に幅がある。だから、そこはやはり他の商法、経済関係の方を十分ににらまないと、組合員の今やっている長期施業ははっきり言えば法的に言えば任意である。任意だからできる。しかし、それは組合員だからできる。だから組合員という枠のないところでやるには、とにかく所有権と経営権について物すごい縛りがあるので、そこを明確にしないと経営譲渡ができないと考えた方がいいと思う。トラブルがあったときに裁判に勝てない。

今、話があった経営受託で境界を測ってあげるのは物すごくいいと思う。つまりそれで所有権の問題、経営権の問題のかなりリスクが軽減できるわけだから、ここの委員会でも出ているが、国が本来やっていないといけなこともだけれども、この間の国会での今日副大臣が言ったところでも、その話が後半、どちらかというあの質問のポイントはそこだった。

だから境界をちゃんとしろというのは国の責務である。誰が買ったかわからないようなのは困るというのが、本来の質問の趣旨。測量するというのは断然いいと思う。そういう具体的なところをぱっと今回の計画の中にあると、これは余り大きなことを言わなくても実行性が伴うのではないかなと思う。

○委員

田舎の方になればなるほど、国交省がやっている地籍調査の要望が非常に強くなっている。だからその辺りのタイミングもいいタイミングなので、併せてその辺りと林野庁の方とも連携をした事業を展開していただかないかと思う。ありがたいと思っている。

9ページのところだが、ここで直接支払制度と出てきているけれども、④の中で公的主体によるセーフティネットということがあるが、実を言うと私の方も非常に地形的に複雑である。したがって、公益的機能ということ個人林家にはなかなか期待できない。ならば私の方としては公有林化を進めるべきではないかという考えがある。

以前、林野庁の方でも自治省と連携された公有林化という話があって、法制の中で緩い制度化ができていていると思っているが、その内容は例えば取得に対して償還金を交付税で面倒を見ましょう、更には面積がある程度以上の規模については面倒を見ましょうというのが、たしか今もあると思っている。この辺りが進めば私の方も面積が広い、九州の地方山地を抱えているので、その辺りに分については町としても公益的機能を進めていく。だからその辺りに分についても直接支払を町がやっていく分についても、期待していきたいと思っている。

もう一つ、実を言うと従前は値段化していたので、共有地を言うならば分収造林契約で地域の人が地域の資金づくりという形で、ずっと手入れを地域でやってきたところだが、そういうケースがある。ほかにもあると思うが、それがなかなか高齢化も進んで手入れもできない。ついでには今のうちに処分したい。うちの町の場合にそういうことについて2件、分収林の配分金を立木のまま買収したというケースが、少しずつ今後とも出てくるような気がする。そういう実態があるので、先ほど言ったように公益的機能を求めるような林地についてはなおさらだが、普通の経済林地か生産林でもそういう現状があるので、私は将来的には公有林化は町としても進めていくべきではないかと思って、放置林よりもこれがある面では私たちの町としても1つの役割ではないかと思ったりしている。

○座長

どういたしましょう。どう受け止めたらいいか。要するに事業として、施策としてそういうものをつくってくれ、これはこれでいいという話として受け取っていいか。

○皆川林野庁長官

先ほどの議論の中で出ていた、いわゆる境界の確定だとか地籍の問題については、我々も当然あいつた予算委員会の場合でも出ていたけれども、国土交通省の方もそういった問題意識はあって、

我々と連携をより強化しましょうという話にはなっている。そういった意味で地籍というものをいかに促進できるかということの検討は、引き続き国交省と連携してやらなければいけないと思っている。

もう一つ、今回の森林経営計画（仮称）なり今回新しく出てくる少なくとも直接支払い型の助成策に伴う、事業実行段階で必要となる境界の問題だとか、そういった問題については今までも直接支払い型のもので支援してきているけれども、今回の直接支払いの前段階の事業として、我々も予算上そういったものが明確にうたえるような予算を今回実は要求していて、そういったものをやりながら、そこはまさに事業が入っていく際に前段階のこなしとしてやっていきながら、事業を進めていくということで臨もうと思っているところである。

○沼田林野庁次長

公有林化について補足をさせていただきたい。公有林化に際しては森林・山村対策の一環として、地域活性化事業債で、いわゆる地方公共団体において起債が認められて、これに係る元利償還金に関して特別交付税が設けられているという仕組みがあって、過去にはいろいろ使っていた経緯がある。

ただ、最近は特に県財政、市町村財政もなかなかきつくなったこともあって、いわゆる債権の発行がなかなか難しくなってきたこともあって、面積的には低下している現状にはあろうかと思っている。ただ、私どもとしても必要な森林、公益的機能の発揮上どうしても地域において必要な森林というのは、公有林化、そうでない場合であっても治山事業とか、例えば水源林造成事業といった事業があるので、そういった意味で公的な支援というものには心がけていきたいと思っているところである。

○委員

先ほど御質問があった1番目の皆伐の話が、ちょっと今のすべての森林所有者に対する責務の明確化にも関わるので、もう一回意見を言わせていただきたい。中間とりまとめの段階では皆伐面積の上限に関する最低基準という、要するに絶対これはやってはだめですよということを示そうという話だったが、今回の森林経営計画（仮称）の中でやろうということになると、参考資料の中では適切な伐採や誘導ということが、コメントで書かれているけれども、性格が変わってきて伐採面積、皆伐上限を載せる意味合いが変わってきているのではないか。

中間とりまとめでこういう確認をしたものを、そういう形でいいのかなということと、もう一つは多分この森林経営計画（仮称）に載らないものに関しては、今回新たに設ける措置命令だとかいう話になると思うけれども、当面のことを考えると今は伐採届の把握率というのは必ずしも高いとは言えない状況で、これから先、フォレスターだとか森林施業プランナーで体制を整えていくということだとは思いますが、それまで今の状況のまま行ったときに、本当にミニマム、やってはだめだということが、今回最終とりまとめ素案で確保できるんだろうかということが、若干懸念がある。

勿論、ここで皆伐上限面積を何 ha と書き込んでしまったことによって、それが独り歩きをしてしまうという問題と、当面絶対やってはいけないことというのを何とか止める手段を確保することと、どういう比較考慮をしてこの方向性を出すかということに関して、今一度御検討していただくことはできるのかといったところを申し上げたい。

○委員

事務局が最初に御説明をしたように、科学的基準に最後はなってしまって、例えば訴訟になったときに訴訟で勝てないということも起こる。なぜその面積でなければならないかみたいなことになってしまうとすると、国がこれだけではだめだということを決めるのは難しいし、ある意味で言うとそういう面積を科学的なところで何とか言えそうなところだと、逆にその数字が独り歩きして、そこまでなら何でもいいんだみたいな話になってしまうという判断もあって、今、申し上げたような中間とりまとめからすると、少し後退と言っていいのかわからないけれども、違う表現になってしまっているのは事実である。

届出がちゃんと出されていない人たちをどうするんだというようなことと併せて考えると、無届の伐採をされているような方をどうつかむかは山を歩くしかないのかもしれないけれども、そういうものがわかった場合には、途中で伐採の停止を命令することができるというような仕組みを今、森林法の改正の中で考えていて、伐採されてしまったからわかったものについては造林の命令をかけるような仕組みを、森林法の中に入れられないか検討する。そういうところで市町村計画に従った森林施業というのができるようにして、それからのアウトサイダーみたいなものは、今、言ったような森林法の仕組みで抑えていきたいと考えている。

○委員

多分、訴訟という話を言われてしまうと、これ以上何とも言えないけれども、市町村では何らかの形で独自で上限をかけて、それがきちんとした根拠と、余りきちんとした強制力を持たないが、ある程度そういうものでかけてしまうということをやっているところがあるかと思うけれども、何かもうちょっといろいろな方策はないか。

○沼田林野庁次長

どのぐらいまで皆伐面積を許容するんだというお話だろうと思う。私どもとしても例えば木材価格が上がってくるという状況になるとそういうことを考えなければいけない、大きな課題の1つだろうと思っている。そういった意味では今回の関係で議論していただいているというのは、大変ありがたいと思っている。

御承知のように、国全体として規制していることになると保安林があつて、20haと10haという皆伐の2段階のコントロールがある。それ以外に実は、そこから先になると択伐にするか禁伐にするかというコントロール手法しかなくて、ただ、それは法制的に言うと保安林の指定施業要件のところできちんと書き分けをしているので、属地でわかるようになっている。そこは少なくともコントロールができる状態にはなっている。

ただ、それ以外の普通林において、どこまでならいいんだというのがなかなか定量的な説明も含めて、全国を一律に規制するというか、コントロールするというデータというか、根拠というものを大変申し訳ないけれども、今のところは十分に持ち合わせていないというのが現状であるので、そういった意味で私どもとしてもいろんな研究者の方を含めてそういったデータなり研究成果を、私どもとしても是非お願いしたい。これでこういった部分の検討が終わりとかそういうことを決して申し上げるつもりはなくて、それはいろんな試験研究データなりを踏まえて、今後とも継続して検討していくべき課題だろうと思っている。

更に先ほど出ていた県レベル、市町村レベルで具体的にやっているところはあるというお話であ

る。私どもとしては国段階、県段階、市町村段階それぞれの段階で森林計画は立てられるわけなので、それぞれの主体がかくあるべしということをやりたいと考えたとしても、例えば市町村段階で何も数字を示せないと、そういうことを考えているわけではない。市町村レベルで何かのものを出したいという市町村に対しては、そういった考え方をある意味裏づけできるような、国としての大きな考え方なりガイドライン的なものを当然のことながらお示しすることでもって、具体的に地域で必要があるものについては対応ができるという工夫はさせていただきたいと思っているところである。

○委員

今の河川の話は林野庁のスタッフの方はよく御存じのことだけれども、やはり河川整備の国交省との関係は、河川のほとんどは今、国の所有だから、河川法に基づく協議会その他での議論と、今回の森林計画制度の横割式のやり方との間の整合性をどこでつけるかということだと思う。

実は今回の森林計画制度は国交省に行ったときに、彼らが心配をするのは市町村整備計画をマスタープランとして位置づけて、その中で例えば、伐採規制というのを環境との関係で設定するという事は、河川整備に触れる。国交省の立場で言うと市町村に一切任せていない。都道府県の土木には2級河川を中心に多少権限がある。管理もやっている。ただ、都道府県は関わられるけれども、政令指定都市で若干例外があるが、市町村は原則として関われない。だから今回市町村マスタープランにして、そこで水問題、川問題まで別々にやるということとはできない。だから、その調整をしないといけない制度的な問題が1つ。

もう一つは政権の方向によっても変わると思うけれども、河川管理をダムから人へ、ダム管理から流域全体でその分の高水流量のコントロールをするんだという考え方に変わろうとしている。これは意外に支持されて、今は各地でそういう方向に行っているが、そのときに改めて森林にどれだけダムの代わりの負担をさせるのか。これは既にどこでも議論になっている。このときに協議会に出ている林野庁からの発言がないのを私はものすごく残念に思っている。

それは科学的根拠がないとおっしゃったらそうだけれども、科学的根拠の問題ではなくて制度の問題だから、やはり山を管轄する林野庁としてガイドラインを出すことは悪くはないと思う。現実にそれで山が崩れる崩れないといった問題ではないので、ただ、今回の森林計画制度の中で、そういう大きな河川行政の変化に対応した林野庁としての森林計画制度としての対応は、出すべきだと思う。

そうでないと、この計画だと市町村に委ねるような雰囲気もある。それはマスタープランの項目によるが、それは実は他の省庁との関係で非常に大きな問題になると思う。少し心配している。心配というか積極的にやっていただきたい。腰が引けるのではなくて、それは山を持っているわけだから堂々とできると思う。

○座長

御意見としてはいただきたいと思うが、今ここではなかなか結論が出るような問題ではないし、一定の議論の集約点は次長さんからお話のとおりであるので、今の意見は別の観点で出されたということで、次回までに答えがでるような整理ができるかどうかとも不案内だが、御意見をいただいた。

○委員

すぐ国交省が来る。この1年ぐらいの間にこの問題は必ずくる。

○委員

適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備というところで、私は今回のものを見ていてすごく足りないと思うのは、再造林に対する手当がすごく足りないのではないかと思う。やはり切ったら植えなければいけない。それもちゃんと明確にそうしなさいと書かれているけれども、それに対するインセンティブがもうちょっとないといけないのではないかと考えている。再造林するとお金がかかる。そうすると低コスト化すればいいのではないかということで苗に関しては書いてあるけれども、苗だけでは低コスト化できないので、もうちょっときちんと全体を見なければいけなくて、やはり再造林に対する技術開発や普及は、ちゃんと盛り込んだ方がいいのではないかと思う。それでちゃんとやっていきますということをどこかで（行政が）補償してあげないと、やはりインセンティブがかかってこないのではないかと思う。

もう一つ、やはり今回のプランのもとになるところは、日本の森林が齢級で言うと10辺りに来ている。でも若い方はない。そうすると切ってちゃんと再造林して、要するに齢級を適正な形にするということが今回非常に大きな使命なはずである。そこをもう少し盛り込まないといけないのではないかと考えている。

○委員

すべてのお答えにはならないと思うが、造林の低コスト化等につながるものとして下刈などを軽減できる成長の早い苗木、植えやすい苗木、いつでも植えられるというコンテナ苗とか、それらを含めて造林全体の低コスト化を図る考えである。造林の仕組み全体として、例えば地拵と植付をセットで発注するとか、間を置かない方式とか、いろんな組み合わせがあるし、特に獣害対策が非常に重要なので、造林の中にセットにして、植えるところから全て支援の対象として入れ込んでいく必要がある。言葉足らずだが、技術開発、普及も含めた全体の造林に係る仕組みを変えていって、更新がきちんとされていくようにしたいと考えている。

平準化の問題も重要なポイントなので、造林がスムーズに行われるような文章を加味できないか、検討させていただければと思う。

○委員

低コスト化というのはちゃんと入れて、そこをやらないと金がかかって採算がとれないではないかとすぐそちらに目がいくので、是非お願いしたいと思う。

○委員

前回ちょっと私がいろいろ言った関係で、書き直していただいたと思うけれども、これにプラスして供給の安定性、供給の担保、要するに苗が足らなくなることがこれから非常に懸念されると思うし、今の平準化とかその辺の話をする、あるいはうちの会社でもっと切りたいと思っているが、苗が足りない。特に北海道で苗はない。その辺のところを何かの形で、優良なものとか低コストのものと同時に供給体制、あるいは必要本数を確保、担保するとか、そこに制度上問題が潜んでいるような気がする、そういうものも含めて民間の方である程度頑張ったら自分たち、あるいはこ

れから切ろうとしている苗木の確保ができるというような文言を、せっかくこの文をいじっていただいたので、もう一步ぐらい説得してもらって書いてもらおうといいかなと。そうすると、その後の制度づくりなり法律づくりなりが進みやすいのではないかと思うので、できましたらそういうことをお願いしたい。

○座 長

7 ページの一番最後のところだが、実はかなり書き込んではあるけれども、再度ということで検討させていただく。

それでは、ちょっと進めさせていただいて 11 ～ 17 ページのところ。低コスト作業システムの確立と人材育成のところである。担い手、事業体、人材育成辺りのところで御意見、御質問あるいは積極的にこう書き込んだらどうかという提案でもよろしいかと思うが、いかがか。

○委 員

15 ページのイコールフットィングの確保のところ、下の方に都道府県が集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、都道府県に助言を行うという一文がある。その2つ下に集約化に必要な情報の提供等を市町村長が提供することを促すということがある。森林簿と森林計画図は県の責任において整備している森林情報だけれども、一方、市町村には別なルートとして法務ルートで土地の所有情報というものを行っていると思う。なので、この部分を市町村がここで一遍咀嚼をして、所有者情報をリンクして集約化に必要な情報であると考えることが、可能であるかどうかをお伺いしたい。

○委 員

今おっしゃられた法務局に登録をした情報が、固定資産税の課税のための情報として市町村の税務課に行くという仕組みは既にある。これについていろいろ検討もしたけれども、今のところ個人情報保護条例に従って考えても、課税台帳の情報というのは市町村の組織内でも他の行政情報に使うというのは、非常に難しいとお断りをされている状況で、これからもそれは働きかけていって、横から斜めからしていきたいと思うが、今の段階でここにそこまで書き込むのは難しいなと思っている。やらないという意味ではなくて、できるようにはしていきたいと思うけれども、今そこを明らかに書けないということを御理解いただければと思っている。

○座 長

町村ごとの対応で従前に行われている、あるいは余り声は大きくなく行われている町村があるようには聞いているし、知ってはいるが、書き込むことが難しいということのようである。

○委 員

私からは 13 ～ 15 ページにわたって、3 点ばかり質問とか意見を述べさせていただきたい。

13 ページ目の今後の最終とりまとめの3 番目の箱の中に、3 行目に「適切に作成、実行されていない場合には、その原因と認められる員外利用の停止を求める」と記されている。これは前向きに森林組合が努力しても、最初のころは成果があらわれない場合が多々あると思う。その点、この文面は非常に強く感じる。この趣旨はどういうことなのか、御説明を願いたいというのが1 点。

もう一つは左の箱の今後の対応方針のキャッシュフローの次に、情報公開について広報、ホームページ他組合との比較、全国平均、県平均を林野庁のホームページで公表ということが縷々書かれているが、これは森林組合では各地域圏の事情や環境、地形、過疎、大工場に運ぶ材の運賃の問題とか、いろいろ条件が違う。それを一律の数字で比較することは必要なのかもわからないが、私は非常に問題があると思う。これは単なる公表の例示、例えばというふうに解釈していいならそれでいいが、その点をお伺いする。

最後に 15 ページの下の段の b で森林経営計画（仮称）のことだが、実行段階に入ってちょっと要約すると、計画作成者が明確かつ客観的な基準で実行者を選択しなさい。その結果を理由を明示して、それを所有者や実行者に報告しなさい。なおかつ県へ実績報告時に選択状況も明記しなさいという非常に厳しいというか、細かいところまで記されている。これは効率化、透明性からいえばそうかなとも思うが、実は森林組合では労務を分離している組合というのは、私の組合も分離して直営の労務はないが、全国では分離している組合というのは 700 のうち 50 くらいしかないらしい。あとの 650 の組合は労務は全部直営というか、自己労務である。

ですから、分離している組合ならば、今言った厳しい透明性については、ある程度きっちり対応できると思うが、ほとんどの 650 の組合はなかなか適応できないと思う。これらの 650 の組合さんについてはどんな説明責任を果たしていったらいいのかということの記載が、私はないように思う。そこら辺の直営の労務で発注していく、仕事を出していく場合の対応を明示する必要があると感じた。その 3 点である。

○林野庁課長

森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の座長がいないので代わりに検討委員会の議論の様子等も含めて報告をさせていただく。

質問を 3 点いただいた。まず 13 ページの員外利用の方向性のお話であるが、そもそもの員外利用について議論の発端は、施業集約化の中心的担い手は森林組合である。一方で現状を見ると施業集約化になかなか森林組合が取り組めていない。その理由は何かと言ったときに、全ての森林組合がとは言わないが、多くの森林組合において、他に手っ取り早い仕事があるので、そちらの方で事業量を確保できるから、あえて難しい施業集約化になかなか手が進んでいかないという議論の起こりで、そういうことなら極論から言えば員外利用を禁止しろみたいな議論もあったが、どちらを優先するかということで、施業集約化を優先して取り組めるようにしていこうというのが議論の発端で、員外利用の話もその中の 1 つで出てきている。

どちらが先かという問題で施業集約化を先にやろうということは、冒頭の方にも出てきたと思うが、そういうことがまず決められて、それをちゃんとやっていたら、別に員外利用をどうしようかというのは、ほかの人からとやかく言われる筋合いはないというところを、こういう表現でさせていただいている。

御指摘を受けた適切に云々という話の解釈というか基準を、員外利用の扱いを決めていく上では、具体的な基準をつくっていかねばいけないと思う。一生懸命施業提案までして具体的なプランをつくって働きかけたのに、所有者さんがうんと言わなかった場合にどうするのかとか、そういったことの基準については都道府県さんなどともいろいろと議論させていただきながら、つくっていきたいと思うので、またその辺の議論において、いろいろとお互い知恵を出してやっていければなと思う。それが 1 点目。

2点目の左の箱の④会計の話ですが、これも発端は現状を見ると間伐の実行まで含めて森林組合が中心になっていて、ほかの人たちとの競争が働いていない。そこが効率化がなかなか進んでいかない1つの原因になっているのではないかという議論から始まっている。ただ、すぐにほかの事業体と競争といっても、所有者との関係で森林組合が有利というか、信頼関係の問題だとか、多くの地域において競争といっても事業体がそんなに育っていないというところもあるので、すぐに競争というわけにはいかない。

事前の策として、森林組合にもっと効率化のインセンティブを働かせるためにどうすればいいかということ考えたときに、会社で言えば株主さんのチェックと同じように、組合員さんからのチェックをもっと働かせる余地があるのではないかと。勿論財務諸表等をきっちりつくっていただいて、所有者さんには総会等で御説明いただいているが、正直申し上げて自分の組合だけ見ている、ほかと比べて自分の組合が頑張っているのかどうなのかわからないし、もっと言えば財務諸表を見せられても黒字か赤字かぐらいは目がいくが、その中身というのは正直組合員さんのうち、何人かおわかりになるかということで、実質的なガバナンスというかチェックが効いていないのではないかと。

もう少しわかりやすい、例えば勿論いろんな条件があつてなかなか比較しにくいという御議論はわかるが、コストがどうなんだとか、具体的な数字でわかりやすく自分の組合は今回こうだった、ホームページを見れば何も全国に公表しろというわけではなくて、自分のところの組合の成績がわかる。その成績とホームページを見て全国平均と比べてみてどうだったか。それは勿論条件等の違いはあるだろうから、森林組合さんにおいていろいろそれは説明をいただければいいことだと思うが、そういうふうに組合員さんからの、自分のところの組合は頑張っているのかどうなのかというチェックが、今よりも効くようにということで、こういう議論をさせていただいたところ。

3点目、15ページの事業実行の段階でのイコールフットィングの確保の関係で、森林組合さんにとっては非常に厳しい内容になっているのではないかと。ましてや労務班を独立させていないところは、こういうことは難しいのではないかと御質問だったと思うが、独立させているさせていないに関わらず、森林組合の中で事業を発注する際に自分の労務班を使ってやるのか、それともほかに事業体さんがいて、ほかの事業体さんに外注するのかというのは、今までも一定の価値判断の下にやられていると思うが、直営100%のところもあるので、そういうところは違うと思うけれども、外注を組み入れてやっている方は、何らかの判断基準でやっていると思うが、その判断基準をもう少し丁寧にわかりやすく、自分たちの中でブラックボックスの中で決めるのではなくて、所有者さんにもわかるような形で理由を開示していく。

その理由を考えると自分たちだけの基準ではなくて、ここに書いてあるガイドラインみたいな形で一定の基準を示して、その基準どおりにやったのか、それとも、こういう考えでうちはこういう基準ではなくて、こういう基準で事業者さんを選択したのかを説明していただくことによって競争が進んでいって、結果として全体として効率化が進んでいくことに向かっているのか、というのがこの趣旨である。

○委員

御主旨は私は理解できたが、この文章では組合については誤解を生じるところがあるので、その御主旨に沿ったような文面に、ちょっとだけでも改めていただきたいということを要望しておく。

○座 長

相互に理解をいただいたようなので、あとは文章表現上で多少工夫するところがあるかどうか、次回までに検討させていただく。

○委 員

今の員外利用等の件ですが、私はどう見ても今まで森林組合に対して非常に林野庁がじゃぶじゃぶに甘やかしている。お金をどんどんつけてコストのことは考えない、組合員のことにも本当に考えない森林組合が大半。立派な森林組合はあるが、全国を見ていただいたらひどい状態だろうと思う。

この間、員外利用の件で、ある県で組合員の方の会合を聞いていたら、我々の経営権の問題だと言う。経営権なんて言葉を森林組合が言うんだろうかというか、事業の実行、予算の執行はしてきたけれども、そういう経営権と無縁な方が員外利用のことになったら経営権だと言う。どこからこんな言葉が出てくるんだと思っている。

今度の森林・林業再生プランの計画に関しても、森林組合をはっきりどうするのかということが出てこない、改革にならないと思う。これが本当にいろんな意味で日本の木材工業も含めて、なかなか前へ進まないということで、大きな枠組みとして本当に改革の方向だけはちゃんとつけていただきたい。

○座 長

まだ足りないということか。

○委 員

そう思う。

○座 長

それも含めて次回までに再度検討をさせていただく。

○委 員

今日、国産材検討委員会の座長が欠席なので木材加工流通の辺にも責任があると思うので（発言させていただく）。17 ページであるが、ここは人材育成ということだと思うが、木材加工流通利用とほかの部分で人材育成のところが違うなと思うところがあって（意見を言わせてもらいたいと思う）。ほかの部分は人材育成が制度設計と完全にかなりリンクしているが、ここの部分だけは資格制度を検討するという言葉があるだけで、何となく取ってつけたような感じである。

木材の加工流通利用というのは、市場経済に乗るべきものなのではないかと言われるかもしれないが、今回は電力業界が入ってきている。これは（林業や木材産業にとって）非常に大きな相手なのだが、電力業界は市場経済に乗っていない。ああいう特殊な業界と今、木材の業界が向かい合うときに、何も手当てしないと大変なことが起こるのではないかと思う。ですから、ここは最大限ケアして、どうやったら資源がきちんといい形で分配できるかという制度設計と、ちゃんと動かせる、コーディネートできる人との関係というものを、踏み込んで書いてもらいたいなという気持ちを持っている。つまり、制度設計も必要だということ。それから、それを動かしていく人材育成も必要だということである。

木造建築も同じで、例えばやはり木造設計士とか木造建築士とか、何かそういう制度や資格を積極的に入れていった方がいいのではないかと思います。ですから、もう少しこの部分は踏み込んでいただきたいということが申し上げたかった。制度設計と人材育成との関係を明確に、具体的に出すということ。

もう一つ、これはかなり大きな話なのですが、やることは簡単。(4)と(5)の位置関係を変えることはできないのか。(4)というのは木材の下流にいる人にとっては、ここで完全に分断されたように見える。今回やはり上流と下流をきちんとつないで、これを一貫したものとして見ようということが非常に大きいのではないかと思います。そういう意味では(5)の国産材の加工流通が前に来て、最後に人材育成が全体でどんと来た方が、何となくすっきりするのではないかと。読んでいる方も人というのが最後にどんと出てくるというのが、非常に迫力があるのではないかと思います。是非御検討いただければありがたい。

○林野庁課長

国産材の検討委員会の座長が今日欠席なので、私の方で検討委員会の議論の内容について御説明をいたしたいと思う。

昨日、国産材の検討委員会で最終とりまとめ案を含めて議論をしていただいたところ。人材まで含めて制度設計みたいなところ、特に人の関わり合いというのが川上からずっと流れて来て、どの部分についても非常に思いが違ふというか、伝わっていかない。知識も全然伝わっていかないし、伝達が難しい。ここについてトータルでコーディネートするというのも必要だという議論もあったけれども、これは現実的なのか。やはり局面のところの伝達が非常に現実にそこもうまくいっていない。まずそこから重要ではないかということで、このコーディネートというか人材育成の観点について、なかなかまだ本当に緒についたばかりというか、議論が今回の国産材の検討委員会の中では、はっきりした姿にはなかなかなれていなかったということが1つと、そういう意味で制度設計という議論もそこまで今の段階でいくような話にはなっていないのではないかと。

ただ、人材育成については非常に重要な課題であるということだけは、共通の御議論をしていただいて、ほかの委員会と比べて非常に前向きな議論で、記述もここに書いてあるけれども、木材の意識に関する資格制度を検討すると非常に大胆なことを書いている。この中身については若干ここで発言するのもおかしいが、こういうことを検討したいという程度のところで、実際にこの中身についてきっちり構想ができていくということではない。まさしく検討をしようという非常に前向きな、アグレッシブな議論のところまで、やはり川中、川下はとどまっているのではないだろうかということである。

ただし、やることは非常に目の前に幾つもあるので、そういうところを具体的に具体策として挙げていって、進めていこうということである。

最後に出たが、木造建築士みたいな、こういうところも含めた人材の育成というのは非常に重要だということで、国産材の検討委員会の中では今、非常に住宅分野、今度、公共建築物のこともあるけれども、そこについての人材育成は非常に積極的にやっていきたいという議論になっているところである。

最後に(4)、(5)については事務局の方で相対的にOKを出していただければと思っている。

○委員

人材の方は了解したけれども、人材と併せて全量買取の問題に対してはまた後で議論できるのか。

○林野庁課長

はい。

○座長

それでは、そのほかいかがか。

急ぐようだが、最後5番目のところ。18～21ページまで、この置き換えについてはまた意見をいただきたいと思うが、(5)の全体に関わる内容について御意見をいただきたい。

○委員

18ページであるが、IT利用に基づく徹底した流通・在庫管理技術の開発と普及を推進するということが、安定供給と流通の大規模化というのが絶対目的なので、上の方にちょっと書いてあるけれども、ITを利用する目的というのはそこにあるのだということを、もう少し出していただきたい。

そういうことを実際にやるためには、規格というのが統一されていないといけない。規格が統一されていれば、要するにあちこちに(物が)分散していても同じ規格に乗っていけば、物は動かせる。そのためにはJASがあるわけなのだが、JASというのが実は現場で聞くとそれほど利用されていない。ですから、こういう規格があるのだが、それをきちんと使えるような形にすることがすごく大事なのではないかと思う。その辺も何か盛り込んでいただければありがたいと思う。

○林野庁課長

今、言われたような点については議論していただいたことで、JASの製品みたいなところは(イ)輸入材に対抗できる加工体制の整備でも表したつもりですが、今のお話も踏まえて座長等と相談をしていきたいと思う。

○座長

1番目は文意としてはあるのだが、「また」があれですかね。このぐらいを少し検討すれば何とかいくかもしれない。意見をいただいた。

○委員

18ページだが、①のア辺りを見ると木材の物の流れみたいなことが書いているけれども、供給の商流面が弱いのではなかろうか。先ほどの人材のところとも関わるが、例えば18ページ①アの3段落目の赤いところ「山元側の原木供給を取りまとめて大規模製材工場」云々、この場合の山元の原木供給をとりまとめる仕組み、あるいはそこにどういう人が関わっていくのか、先ほどの例えではコーディネーターみたいなものが、こういったとりまとめになるのか。

もう一つ、今回は森林経営計画(仮称)という1つの大きなロットをいっぱいつくっていくという形で、プランナーとかフォレスターがとりまとめるような形についてくるが、プランナーやフォレスターなんかを見ていると森林の整備育成みたいなところに、こういうふうにするんだよという

のはよくわかるが、やはり今は木材を売る段階だということで 50 %を目指すわけだから、フォレスターなりプランナーなり、あるいはコーディネーターが安定供給に向けた木材を売るというところにどういうふうに関わって、国産材の供給をスムーズに流していくのかという辺りがちょっと見えてこない。

ここは物は効率的にやったらいいとか、いろんなテクニク的なことが書いてあるけれども、是非そのところを、ちょっと先ほどの人材のところに戻ってしまうが、きちんとしていただくとわかりやすい気がする。

○座 長

この辺で議論としては既にあるのか。

○林野庁課長

今、言われたような商流の観点についても御議論していただいている。ただ、パターンとして非常に幅が広くて、具体的に1つのパターン、2つのパターンという形で入れていないということであって、そういう観点で御議論していただいて、まとめさせていただいているところである。

フォレスターなりプランナーだと安定供給の議論というのは、人材育成の検討委員会の中でも御議論はされてきていると思うが、それは大きな木材の安定供給の中では、その1つという形で特にそこについて、記述というところまで至るような形ではないのではなかろうかという議論になっていた。

○座 長

ちょっと不案内なところが残った。人材育成のところでは要するに加工流通、マーケットまで含めたフォレスターの資質向上なり、当然そこへの判断を持つ能力を持てる者という議論があるかどうか。

○委 員

フォレスターの観点については、そういう議論もなかったわけではないが、最終的に 16 ページをご覧になって a. フォレスター制度の創設というところで、制度として考えていったときに今できるのと言うのか、整理としてフォレスターの性格というのは、森林計画制度のために持続的な森林経営を実現していくために、市町村を技術面から支援する人間というような整理をしたところである。

実際にどこに売るのかという話になると、これは市町村が行政としてあなたはこちらに売りなさい、あちらに売りなさいというふうにやれることではないのではないかという意味合いで、フォレスターにどこに売る、あちらに運べというような、そういう権能というか資格も含めてまでは今回考えないでおいたということで、今後どうするのかという意味で言うと、素材の流通コーディネーターという人材として、そういうものをとりまとめたものをどうするかということと、先ほどの苗木の話にも関わるけれども、森林経営計画（仮称）としてつくった事業量というものがこの5年間でどれだけ切って、どれだけ植えてというものがある程度見えてくる、その事業量みたいなものは世の中に公表するような形で、これくらいの伐採量が出てきて、これくらいの造林量があるというものを業界の方々がわかった上で、そのコーディネーターの方がどうするこうするということでも

きるようなことを、考えていきたい。

○林野庁課長

若干補足すると、人材育成検討委員会でも議論があったけれども、ドイツのフォレスターというのと今回の日本型のフォレスター、プランナーというところが、プランナーの方が木材の販売に関わってくるところの役割は、ドイツのフォレスターというのは両方セットではないかという議論があった。

日本でイメージするとすれば、そこについてはどちらかというプランナーではなからうかということで、それについては17ページ2段落目dの上から3行目に「素材流通に関するコーディネートを担う人材」ということで、先ほど言ったように特定はしていないけれども、ここの中で当然プランナーみたいに森林組合の中でも、プランナーとしてしっかり販売まで考えることができるような人、そういう人たちも含めたコーディネートを担う人ということ、大きく含んでおるところ。

○座長

それでは、当初お約束した時間を既に過ぎている。

○委員

全量買取の話がまだなかったもので、20ページの最後のところだけでも、電力業界と向かい合うことは物すごい、まさにこの分野にとっては黒船が来たようなことではないかなと思う。しかも私は電力業界というのは全然市場経済に乗っている産業ではないと思う。だから要するに木材は外へ出たら市場経済に行けというのは乱暴過ぎて、やはり今までと全然違うものが発生するので、そこに対する手当というのは、行政が何らかの手を打たないといけないのではないかと考えている。

もう一つ、20ページでエネルギー利用の中に混焼があって、固体燃料で使うということがあるから、あともう一つ、バイオ燃料として、ガス化、バイオエタノール、BTLなどほかのものもあるし、実際にそういうものもいろいろ研究開発が動いているので、是非もう一声入れていただきたいという希望がある。

○林野庁課長

まず全量買取制度ですが、これは今、経済産業省で昨年来検討しており、今年7月に制度の大枠というものを出している。その中でバイオマスも重要な対象の1つということ。ただ、紙、パルプといった既存の産業の需給等に影響を与えないということが明記されている。

そういった大枠を踏まえて、今まさに買取小委員会で制度設計を年末にかけて行っている。その中でも買取対象、バイオマスについてはどうするのかということもやっているし、例えば林地残材だと本当にそれが未利用なのか、他の産業に影響を与えないのかというのをどうやって担保していくのか、詳細な制度設計の中で今、検討しているところである。

バイオ燃料についても御指摘のとおり、国産材検討委員会でも検討しているので、それはほぼ御指摘を踏まえて修文をさせていただきたいと思う。

○委員

経済産業省さんでやられていることは知っているけれども、こちらには何かそのことを林野庁サ

イドとして、何か一言盛り込んでおく必要はないか。

○林野庁課長

林野庁としては、年間 2,000 万m³と言われている林地残材を、いかに有効活用していくかという重要な方策の1つがこの買取制度で、利用を推進していくというのが大きな方向である。

○委員

森の中に眠っている間は残材なのだけれども、出てきてしまったらこれは大変使える資源で、それを一体何に使うかという選択は当然出てくると思う。そのときに電力業界が固定買取である価格を設定してしまうと、それにみんなが引きずられることになる。要するにマテリアルとして利用するサイドとしては手に入らなくなったり、あるいは高いものの原料を使わなければならないとか、いろいろそういう弊害が出てくる可能性がある。ですからその辺を一体どうやってそういう混乱を生じさせないで全体をコントロールしていくか、それは非常に重要な問題だと思う。

○林野庁課長

それは買取制度自体の制度設計の中でやるのではなくて、この最終とりまとめの中で言及すべきだという御意見でしょうか。

○委員

要するに資源を持っている側と使う側でイーブンの関係がないといけないと思う。電力業界というのは非常に大きいから、既存の木材産業がそれときちんと向かい合える状況ではないと思う。ですから、業者同士でそれをやり合ってしまうような構図になるというのは、非常にまずいのではないか（と思う）。実際に今、建築廃材の利用などでは資源の取り合いというのが起こっており、現場は混乱している。ですから、これが更に大規模になると当然そういう問題がすぐ発生すると思う。

○座長

問題としてそういうことが入っていて議論されているということは、ここの経産省でもそうだし、林野庁でもそうである。

○林野庁課長

補足させていただく。

昨日の国産材検討委員会の中でも同じような話があった。特に全量買取制度の話がちょうど今これから議論するもので、そこのところの記述はできないかという話があったけれども、具体的などころについてはそういう制度を今、検討しているというところでどうでしょうかという話に昨日なった。

本質的に国産材検討委員会の方に書いているけれども、原則カスケード利用というところを書いている。そこのところについてもエネルギー利用とカスケードのところの書きぶりについて、昨日の記述のところはもう少しわかりやすいような記述にしようという議論があったので、そういうところも含めてこちらの方に書けるところは書いていきたいと思う。

○座 長

そのほかいかがでしょうか。

○委 員

20 ページに木材の輸出促進と書いていただいているけれども、これは勿論ないよりあった方がいいと思う。ただ、軸組ビルディングコードの海外輸出等というのは、こういう考え方あるいはこういうことをやろうとしておられる事業者がいることは承知している。しかし、今、世界の木材貿易、各国の林産行政を考えたときに、余りにもそれは内向きの話の裏返しではないか。

つまり流通チャンネルが国際的に極めて多様化している。しかもそのチャンネルに合わせた商品開発が必要。それを自分が売りたいものを売るという姿勢では政策にならない。こういうことをやる人はいい。個々の企業でそれなりのつながりで販売するのはいいけれども、それを云々と言っているわけではなくて、政策として出すときにこれは余りにも内向きではないか。輸出促進の政策としては余りにも弱い。もう少し書きようがあるのではないか。

○林野庁課長

輸出の軸組ビルディングコードの海外輸出というのは、中国の木構造基準というものがあって、その中に例えばカナダのベイマツは、構造材として規定されている。日本のスギとかヒノキはまだ規定されていないということで、例外的に住宅なんかにはスギ、ヒノキを構造材として使われても、経常的に使えないということもある。カナダは既に4～5年前にそういうことをやっているの、日本もそういうふうに基準の中に盛り込んでいくということである。

○委 員

議論をする気はない。カナダはマーケティングボードをつくって官民一体できている。日本にはそれがいいのではないか。林野庁も全然つくっていない。経産省も木材についてはつくっていない。だから、その努力をしなかったつけが回っているだけのことであって、それをその1本だけでここで書くというのは、それはものすごく内向きな議論である。

○林野庁課長

木材の輸出協議会という団体でちゃんとやっている。

○委 員

ごく一部の人の問題であって、日本全体がこれから木材輸出を図る上で、もっと枠組みをちゃんとつくって、個々の都合だけを言うのではなくて、枠組みをちゃんとつくる。枠組みというのはカナダで言えばマーケティングボード。だから日本は一緒にそういう形で動くかどうかは別だが、きちんとしたものを政策的につくるべきであって、そこに努力を注ぐための枠組みとして今後やりますということだったらわかるが、中国への対応の軸組ビルディングコードと書くのか。はっきり言って私はこういう書き方というのはナンセンスだと思う。

○座 長

御意見いただいた。

○林野庁課長

輸出のところは委員からお話があったように、今のうちからきちんと輸出を念頭に置きながら議論していかなければいけないということで、国産材検討委員会でも議論をしていただいたところである。その中で幅広に輸出対策というか、輸出のことについて書いていきたいという議論で、そういう意味で1つ事例的なところで書いているだけで、委員のおっしゃられるように今後はきちんとした枠組みというか、考え方をまとめていながら進めていかなければいけないという思いもあるが、芽出しというか、そういうところで書かせていただいたので、よろしく御理解をいただければと思う。

○委員

21 ページですが、これはお願いなんです、森林環境教育や木育を推進するということで、活動に対する支援を行うと入れていただいているが、もう少し具体的に学校教育とか総合学習の中で、ボランティア頼みではなくできるように、文科省とか学校から考えていただきたいと思う。よろしく願います。

○座長

ありがとうございました。これはいいですね。

○委員

18 ページの先ほどこよっといろいろ議論のあった①ア) ですが、ここは非常にいろいろ書き込みをされて、ごちゃごちゃつとなって、こういうことを言っても余り効果はないかもしれないが、その中で下から5行目のところの安定供給という表現があるけれども、前からちょっと私も言っているかと思うが、供給と需給のバランスをはっきりバランスしていないと、絶対これは安定供給だけでも安定需要だけでも崩壊するので、その文言は1つ入れて、本来であればそれをどう担保するかという仕組みまで、前に一度言ったような国の方でどういうストック機能を持つとか、民間の企業で活動をさせるとか、そういう施策もあると思う。それは入れないとして、供給と需要のバランスは大事ですよということは是非入れておくと、非常にこの部分が生きてくるのかなと思うので、よろしければ御検討を。

○座長

願います。これで大体議論を終えたいなと思っている。ありがとうございました。大幅に時間を超過したが、なお多くの意見が出されたところと正直なところ思う。

この後のことだが、今日いただいた意見をできるだけ織り込んでいくような方向性で、修正をしたいと思う。その際に他の各検討委員会も、それぞれ最終のまとめというものをつくらせて聞いているので、それらの関連したところについては各座長さん、あるいは内部委員を通じて、できるだけ整合がとれるように、そして今あったように、いろんなことが非常に文章表現上関わりを持って、ただ単に文字面ではなくて内容に関わってもきちんと内容を持っている、あるいは多様な内容のある整理がきちんとあるんだということの整理の上で、更に次回御提案をいたしたいと思っている。

次回の最終的とりまとめ案についてのスケジュールはいいか。お願いします。

○事務局

今後のスケジュールですが、本日いただいた御意見を踏まえて、最終のとりまとめ案ということで事務局で整理する。次回開催は11月の中ごろだが、予定として17日水曜日に開催したいと思っている。きちんと連絡をとらせていただくが、そこで最終のとりまとめということで御議論いただいて、それを踏まえて我々の予定としては、11月中に省内の推進本部にも最終とりまとめを上げたいと思っている。皆さま方にはできるだけ早く、整理した事務局案をお知らせしたい。

○委員

我々が参加する会議としては17日で最終回という理解でよろしいか。

○座長

そうです。ですから、それまでにもどうしても今日議論の決着がついていないということであれば、検討室に意見をお寄せいただくということと、17日には不満が残らない形で、検討委員会として最終的な意見をきちんと出していきたいと思っているので、何とぞ御協力をよろしくお願いしたい。

それでは、大変長い時間、非常に濃密な御議論をいただいた。ありがとうございました。本日はこれで閉めたいと思う。

○事務局

最後に長官からごあいさつをお願いしたい。

○皆川林野庁長官

本当に長時間にわたりまして、濃密な御議論をありがとうございました。我々もいよいよ実施段階ということで、ややもすると志が低くなったのではないかとお疑いも若干のところであったかと思うが、我々は決してそんなことはなくて、実際に制度として実現をする。またはそれを継続的にかなりしつこくやっていく覚悟はかためている。そういった面では是非御信頼をいただければと思っている。

まだ最後までもう一回ある。その間に先生方のいろんな御意見も賜りながら、いいものとしてまとめられるように我々事務方としても努力させていただくので、よろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。

○事務局

それでは、以上をもちまして第8回検討委員会を終了させていただく。ありがとうございました。